

令和6年度
通学定期券購入補助金交付申請書

令和 年 月 日

片品村長 梅 澤 志 洋 様

申請者

氏 名	
利用者との 関 係	
電 話 番 号	

(注) 申請書を記載のうえ、片品村から交付決定証明を受けてください。その後、関越交通の営業所で購入時に提出してください。申請書提出時には、学生証と片品村在住が証明できるもの（健康保険証など）をご持参下さい。入学前の場合は、入学が確認できるものをご持参して下さい。乗車区間が変更になった場合は、再度申請書を提出して下さい。
また、定期券期限内の紛失等による再購入に対して補助は受けられませんので注意して下さい。

通学定期券購入補助金交付決定証明書

生徒等氏名			
交通機関	関越交通バス		
利用者	住所	片品村	
	学校名	学年	年
乗車区間	停留所	停留所	

上記内容のとおり、通学定期券購入補助金を交付決定したことを証明する。
定期券購入補助区間は、片品村内停留所から尾瀬高校前停留所までとする。

なお、交付決定証明書有効期限は、**令和7年3月31日**までとする。

令和 年 月 日

片品村長印

片品村高等学校等通学定期購入補助金交付申請書についての留意事項

- 1 補助対象となる公共交通機関とは、関越交通株式会社が運行している路線バスの片品村内の停留所～尾瀬高校前停留所の区間です。
- 2 補助対象となる高等学校等とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める高等学校及び高等専門学校です。
なお、専門学校、大学への通学定期券は対象外となります。
- 3 補助対象者は、片品村に住所を有する生徒の保護者です。また、村内に居住しているその生徒が、公共の交通機関の通学定期券を使用した場合です。
- 4 補助金額は、公共交通機関の通学定期券の片品村内の停留所～尾瀬高校前の停留所の定期運賃額です。
- 5 補助対象となる通学定期種類は、普通のみです。
- 6 乗車区間が変更になった場合は、再度申請書を提出して下さい。
- 7 定期券期限内の紛失等による再購入に対して補助は受けられませんので注意して下さい。
- 8 申請書の提出先は、片品村役場むらづくり観光課です。

※ 申請書の記載について

通学定期券補助金交付決定証明書は、**令和 7 年 3 月 31 日まで有効**です。

つきましては、**申請書を記載したうえで**証明を受けてください。

証明を受けた後に、関越交通の営業所で定期券を購入してください。

なお、通学定期購入補助申請を受け購入する場合は、**関越交通鎌田営業所と沼田営業所のみ**となりますのでご注意ください。

●問い合わせ先●

片品村役場 むらづくり観光課

TEL 0278-58-2112